

野田市児童虐待防止及び
ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱
(素案)

令和 年 月
野 田 市

目次

1	目的	1
2	基本的視点	1
3	大綱の位置付け	2
4	対象とする期間	2
5	具体的展開方向	2
(1)	児童虐待防止対策	2
①	野田市要保護児童対策地域協議会	2
ア	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	2
イ	要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理	2
ウ	定例会議における市内の情報共有	2
エ	虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底	2
オ	進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報共有	3
カ	毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	3
キ	虐待防止対応マニュアルの改訂	3
②	子ども家庭総合支援拠点	3
ア	窓口相談	3
イ	巡回相談等	3
③	虐待防止のための支援体制	3
ア	養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）	3
イ	子育て短期支援事業	4
④	児童虐待防止のための啓発活動の積極的推進	4
ア	児童相談所虐待対応ダイヤル189	4
イ	児童虐待防止推進月間	4
ウ	社会を明るくする運動	4
⑤	あらゆる虐待を防ぐための条例の制定の検討	4
ア	虐待防止条例	4
(2)	ドメスティック・バイオレンス防止対策	5
①	ドメスティック・バイオレンス相談体制の充実	5

ア	相談、保護から自立まで一貫した、寄り添い型の支援.....	5
イ	逃げられない／逃げないDV対応について.....	5
②	安全確保のための支援.....	5
ア	緊急時の安全確保及び一時保護.....	5
イ	広域的な対応.....	5
ウ	保護命令に関する支援.....	5
エ	加害者の追跡から逃れるための支援.....	5
③	ドメスティック・バイオレンス被害者支援のための連携体制.....	6
ア	児童虐待と一体化した重層的支援体制の確立.....	6
イ	関係機関との連携体制の構築.....	6
④	ドメスティック・バイオレンス被害者支援施策.....	6
ア	精神的支援.....	6
イ	緊急生活支援資金助成金.....	6
ウ	ステップハウスの活用.....	6
エ	市営住宅における入居資格条件の緩和.....	6
オ	同行支援.....	6
カ	就業支援.....	7
⑤	ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動の積極的推進.....	7
ア	関係法令・各種支援策の周知.....	7
イ	デートDVの啓発.....	7
ウ	研修の実施.....	7
エ	相談窓口の周知.....	7

1 目的

令和2年3月に野田市における子どもに関する施策の総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「野田市エンゼルプラン第5期計画（野田市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」と、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」を基本理念として、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村計画である第4次野田市男女共同参画計画が策定された。

また、児童虐待事件の再発防止のための体制強化として、令和元年10月に要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、児童福祉法に規定する子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、併せて、児童虐待と密接に関係するDV被害者支援も同時に行う、子ども家庭総合支援課を設置した。

以上のことを受け、野田市エンゼルプランと整合性を図りつつ別立てで策定し、平成28年3月に改訂した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」の児童虐待防止部分と、野田市男女共同参画計画と整合を図りつつ策定し、平成20年1月に策定した「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を一本化し、野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱を新たに策定し、児童虐待及びドメスティック・バイオレンスの未然防止、早期発見、早期対応を図るため実効性のある総合的な対策を推進する。

2 基本的視点

次の基本的視点に立って、各般の施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ① 児童虐待防止対策については、「子どもの安全を最優先に考える」ことを基本とし、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、要保護児童対策地域協議会の関係機関相互の連携強化及び主担当、役割分担、支援計画等の明確化により、児童虐待防止対策を強力に推進する。
- ② 子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定する子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、児童虐待を未然に防止するため、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な、寄り添った支援に結び付ける。
- ③ 子ども家庭総合支援課内に設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害女性の様々な相談に応じ、解決に向けて適切に助言、指導が行えるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実、強化を図るとともに、緊急一時保護施設（シェルター）を有効活用しながら相談から自立まで一貫した支援を推進する。さらに、児童虐待ケースでは、DVの被害が同時に発生している事例が多く見受けられ、児童虐待とDVは密接に関係することから、野田市要保護児童対策地域協議会の実務者会議等を活用することで関係機関と連携を強化し、情報を共有した中で各関係機関が、各々の役割を果たしつつ適切な対応に当たる。

3 大綱の位置付け

本大綱のうち、児童虐待防止対策部分（P2～5）については、「野田市エンゼルプラン」に位置付ける重点施策「要保護児童対策の取組の推進」を図るための具体的な計画とする。

また、ドメスティック・バイオレンス対策部分（P5～7）については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付ける。

4 対象とする期間

本大綱が対象とする期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

5 具体的展開方向

（1）児童虐待防止対策

① 野田市要保護児童対策地域協議会

ア 千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携

柏児童相談所に市の児童虐待防止管理システムを専用回線をつなぎ、情報共有を図るとともに、相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れる。

また、柏児童相談所との連携に特化した、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」を令和2年3月に策定したが、見直しの必要がある場合には、随時修正や追記等を行う。

イ 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理

実務の中心的役割を担う実務者会議において、毎月、全ケースについて情報共有を図るとともに、個々の案件について、主担当及び具体的な支援方針、役割分担等を決定する。さらに、個別支援会議開催の必要性について議論し、開催が必要となった案件については速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援方針の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、適切な支援に結び付ける。

また、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、支援の輪を広げ、社会資源を活用した効果的な支援を行うことで、支援計画の質を高め、児童虐待の重篤化を防ぐとともに、支援の網からこぼれることのないよう継続的に支援する。

ウ 定例会議における庁内の情報共有

水曜日に、庁内関係各課が集まり、新規受理を行ったケースにつき、実務者会議に報告すべきかの検討や、実務者会議で評価、見直しを行うとされたケースについて、実務者会議以降の支援経過を踏まえた上で支援計画等の見直しを行い、関係機関の情報共有を図る。

エ 虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底

児童虐待に関する通告や情報提供等があった場合に、国では48時間以内に子どもを目視により直接確認するとされているが、野田市においては原則当日に行うこととし、状況に応じて、柏児童相談所職員の同行、同席を求め、あるいは野田警察署に通報する。

オ 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報共有

教育委員会指導課内に設置した、子ども家庭総合支援課分室及び子ども家庭総合支援課子ども家庭支援員が、小中学校、幼稚園、保育所等を巡回訪問するとともに、要保護児童対策地域協議会で進行管理している子どもにつき、毎月1回所属する学校等に対し、欠席や気になる点などを記載する情報提供カードの提出を依頼し、その提出を受けることで、情報共有の強化を図る。

カ 毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有

毎月開催される民生委員・児童委員8地区の定例会に、子ども家庭総合支援課職員が出席し、進行管理中の要保護児童等の情報共有を図り、地域との連携による子どもの見守りを強化する。

キ 虐待防止対応マニュアルの改訂

令和2年3月に策定した、柏児童相談所との連携に特化した、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」について、見直しの必要がある場合には、随時修正や追記等を行う。

また、学校、保育所、学童保育所等の関係機関については分冊により個別のマニュアルを作成し、児童相談所編同様、随時修正や追記等を行う。

② 子ども家庭総合支援拠点

ア 窓口相談

児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援し、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の早期発見及び予防・早期対応を図る。

また、市役所7階に親子交流スペースを設置しており、子ども同伴での相談にも対応する。

イ 巡回相談等

市内の学校、幼稚園、保育所、学童保育所、子ども館等で巡回相談を実施し、子ども家庭総合支援拠点の事業を周知するとともに、巡回先の職員や子ども、保護者から直接話を聞くことにより、より身近な相談者として寄り添う支援に結び付ける。

③ 虐待防止のための支援体制

ア 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、子どもの養育について支援が必要なケースで、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な育児ストレスが掛かる前の段階において育児、家事の援助等を行うことで、出産直後の育児不安及び母親の孤立感や育児不安を緩和することで、虐待の防止につなげる。

イ 子育て短期支援事業

保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かり、保護者の育児疲れによるレスパイトのための利用を推進することで、虐待の防止につなげる。

④ 児童虐待防止のための啓発活動の積極的推進

ア 児童相談所虐待対応ダイヤル 189

通話料はかからず、24 時間つながり、児童虐待かと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号である、児童相談所虐待対応ダイヤル 189 について、更なる周知の拡大を図る。

イ 児童虐待防止推進月間

11 月の児童虐待防止推進月間に、国や県が作成した児童虐待防止のポスター、チラシの配布、市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展の開催、啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示、まめバスへの啓発物資（バスマスク）の掲示等を行い、地域に対しての啓発活動を行う。

また、平成 31 年 1 月に発生したあってはならない痛ましい事件を今後も風化させないため、毎年実施してきた啓発活動等以外にも、今までにない野田市としての特色を全面的に出した、イベント等を開催するなど、児童虐待防止推進月間の充実を図る。

ウ 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くため、毎年 7 月の強化月間に「社会を明るくする運動」を実施している。

「社会を明るくする運動」では、近年、地域の間人関係の希薄化が進み、子育て世帯の孤立による児童虐待等、様々な社会のひずみから非行や犯罪につながっている面があるとして、「犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組」に力を入れていることから、野田市としても、「社会を明るくする運動」を通じて、地域や各団体の皆様と連携を強化し、児童虐待防止のための啓発活動を積極的に行う。

⑤ あらゆる虐待を防ぐための条例の制定の検討

ア 虐待防止条例

児童だけでなく、障がい者や高齢者等を含め、あらゆる虐待を防止するため、関係機関と調整して、「野田市虐待防止条例」の制定に向けて取り組む。

(2) ドメスティック・バイオレンス防止対策

① ドメスティック・バイオレンス相談体制の充実

ア 相談、保護から自立まで一貫した、寄り添い型の支援

配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行うとともに、行政支援が必要な相談者に対して市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行うなど、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した支援を行う。また、DV被害女性とのつながりが途切れないよう、次の相談日を決めることで、徹底した寄り添い型の支援を行う。

なお、非身体的暴力についても、法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは身体的暴力と変わるものではないことから、重篤かどうかを踏まえて対応する。

イ 逃げられない／逃げないDV対応について

逃げる、逃げないをDV被害者に選択させる前に、まず、精神的なサポートを充実し、本人が自分のために意思決定できる支援体制を確立する。

また、DV被害者が逃げることを前提とする支援においては、就業継続を困難にし、支援そのものをためらわせることにもなりかねないことから、現行の支援方法だけでなく、被害者が逃げることなく安全を確保できる手段も併せて検討した上で支援を行う。

② 安全確保のための支援

ア 緊急時の安全確保及び一時保護

DV被害女性が保護を求めた時点から入所するまで安全の確保を図るとともに、緊急に保護する必要がある場合には、DV防止法で規定する被害女性と同伴家族を一時的に緊急一時保護施設（シェルター）で保護する。

イ 広域的な対応

広域的な対応として、千葉県女性サポートセンター及び埼玉県婦人相談センターと一時保護委託契約を締結するとともに、市民以外の被害女性も柔軟に受け入れる。

ウ 保護命令に関する支援

加害者が被害者などに近づくことを法的に禁止する保護命令に関して、申立てに関する情報提供や手続に関する支援を行う。

エ 加害者の追跡から逃れるための支援

加害者から追跡のおそれがある場合には、加害者に居所を知られることなく、避難後の新しい生活ができるよう、住民基本台帳の閲覧等の制限や健康保険の扶養脱退などの手続に関する支援を行う。

③ ドメスティック・バイオレンス被害者支援のための連携体制

ア 児童虐待と一体化した重層的支援体制の確立

児童虐待ケースでは、DVの被害が同時に発生している事例が多く見受けられ、児童虐待とDVは密接に関係することから、DVと児童虐待を一体化した相談及び支援を推進する。また、野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、情報共有した上で、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応に当たる。

イ 関係機関との連携体制の構築

DV被害女性と身近に接する立場にある市が配偶者暴力相談支援センターとして主体的に取り組むため、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」による連携体制の強化を図る。

④ ドメスティック・バイオレンス被害者支援施策

ア 精神的支援

緊急一時保護施設（シェルター）入所中、DV被害者支援中に、精神的、心理的なケアが必要なDV被害者に対しては、心理士によるカウンセリングを実施する。

イ 緊急生活支援資金助成金

所持金を持たない緊急一時保護施設（シェルター）入所中の被害女性が、自立の際に関係機関への相談、保護命令等の申し立てに必要な経費に充当するために、野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性緊急生活支援資金助成金を助成する。

ウ ステップハウスの活用

市営住宅を目的外使用して、緊急一時保護施設（シェルター）入所中の被害女性等が、退所後の精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために一時的に活用する。

エ 市営住宅における入居資格条件の緩和

緊急一時保護施設（シェルター）に入所していた被害女性（市民）で、離婚が成立していない場合においても、ひとり親家庭と同等に、市営住宅入居者選考時の住宅困窮度表に加点する。

オ 同行支援

相談内容に合わせ、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整にとどまらず、配偶者暴力相談支援センターとして総合的にコーディネートした上で、民間団体と役割分担を明確にして、同行支援に努める。

カ 就業支援

自立支援の中でも就業の促進、居住支援が極めて重要になることから、就業支援については、市独自の職業無料相談所や公共職業安定所の活用を図るとともに、民間団体による情報収集などで、早期の就職を促進する。

⑤ ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動の積極的推進

ア 関係法令・各種支援策の周知

市ホームページ等を始め、効果的な方法、手段を活用して、DV防止法を始めとする関係法令の内容や各種支援策の周知、啓発の充実を図る。

イ デートDVの啓発

DV被害は若年層の間でも広がっていることから、デートDVに関する理解と予防に向けて、生徒や教職員等を対象としたデートDV講演会や研修等を実施し、啓発活動の拡充を図る。

ウ 研修の実施

DVや児童虐待の支援に携わる職員等を対象に、DV、性暴力、虐待などの暴力とその影響等について理解を深め、被害者の視点に立った支援を行い、また、適切な相談対応方法を身に付けるための研修を実施する。

エ 相談窓口の周知

公共機関、駅、店舗等の女性トイレにDV相談プレートを設置することで、野田市配偶者暴力相談センターの周知を図る。また、最寄りの相談窓口に繋がる内閣府のDV相談ナビ「#8008」の周知を図る。